石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書

番号	印刷物名
1	給与支給明細書
2	もっといしかわ
3	石川県立美術館令和８年度展覧会スケジュール
4	石川県立美術館だより
5	石川れきはく
6	県政学習バス
7	こどもの救急
8	はくさん
9	晴れたらいいね

１「給与支給明細書」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		給与支給明細書
使用目的		職員の給与支給明細書の交付に使用する。
規格	大きさ	縦 9.9cm×横 21.0cm
	色	１色
	紙質	上質紙（キンマリ SW）
体裁		―
発行頻度・時期		年 15 回（例月給与 12 回、期末手当２回、改定差額１回） R７年５月～R８年４月の１年間
発行部数		（R６実績）約 256,500 枚 （R７予定）約 255,000 枚 発行部数は、実際の交付部数を保証するものではない。
配布方法		毎月、交付対象職員に交付
配布対象者		県職員
備考		交付対象職員及びその配偶者等も閲覧する。

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	給与支給明細書裏面
広告掲載サイズ	１枠あたり縦 8.0cm×横 19.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　令和７年２月２８日（金）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　令和７年３月７日（金）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県　総務部　管財課　資産活用室
所在地　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月 1-1　行政庁舎６階
連絡先　　電話番号　076-225-1266　／　FAX　076-225-1264
電子メール　e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

「給与支給明細書」への広告掲載箇所

1　媒体表面

9.9cm

21.0cm

2　媒体裏面（広告掲載箇所）

２「もっといしかわ」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		もっといしかわ
使用目的		県政への県民の理解と関心を高め、県政への参加を促進する、県民向け広報誌
規格（封筒）	大きさ	A４判
	色	カラー 誌面に合わせて、色味を調整する場合がある。
	紙質	上質紙 48.5kg
体裁		16 頁、中綴じ製本
発行頻度・時期		年４回（R７年６月、９月、12 月、R８年３月を予定） 発行時期が変更になることがある。
発行部数		（R６実績）　夏季号 476,000 部、秋季号 478,000 部 冬季号 476,000 部（予定）、春季号 476,000 部（予定） （R７予定）　476,000 部×4＝1,904,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない。
配布方法		各号発行後 10 日以内にポスティングで配布
配布対象者		県内全世帯
備考		（参考）http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/kouhou/hot.html

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	12 面～15 面の中で、1/4 ページ×２枠（ページ４段組の下１段×２を想定）
広告掲載サイズ	１枠あたり縦 6.2cm×横 18.5cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1.　石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係） 2.　病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖感等を起こさせる広告は掲載不可。 3.　石川県の広報媒体であることから、他県の特産品・施設等に関する広告は掲載不可。 4.　広告の色はモノクロとすること。
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　原則として発行月の１カ月半前までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　原則として発行月の 1 カ月前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	WEB 上（ホームページやデジタルブック等）に広報誌を掲載する場合は、広告欄は表示しないものとする。

◆　**連絡先**

所属　　石川県　総務部　知事室　戦略広報課　広報グループ
所在地　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月 1-1　行政庁舎４階
連絡先　　電話番号　076-225-1239 ／ ＦＡＸ　076-225-1363
電子メール：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

「もっといしかわ」の広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　広告掲載箇所

３「石川県立美術館令和８年度展覧会スケジュール」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		石川県立美術館令和８年度展覧会スケジュール
使用目的		石川県立美術館で開催される展覧会のスケジュール及び内容、美術館の利用案内、附属施設などを紹介する。
規格（封筒）	大きさ	縦 21.5cm×横 42.0cm
	色	カラー（両面）
	紙質	再生コート　76 kg
体裁		四つ折り１枚
発行頻度・時期		年１回　R８年２月中旬～下旬を予定
発行部数		（R６実績）40,000 枚 （R７予定）30,000 枚
配布方法		友の会会員、関係団体へ郵送及び当館案内受付等での配布（自由持ち去り）
配布対象者		石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館、一般観覧者
備考		展覧会の年間スケジュールが一目でわかる。

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏面下部に１枠
広告掲載サイズ	縦 2.0cm×横 4.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1.　石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）に従うこと。 2.　<u>美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。</u>
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　<u>広告主及び広告内容が決定次第</u>、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　<u>令和８年１月１７日（木）までに</u>、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　<u>令和８年１月３１日（木）までに</u>、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県立美術館　総務課
所在地　　〒920-0963　石川県金沢市出羽町 2-1
連絡先　　電話番号　076-231-7580　／　ＦＡＸ　076-224-9550
電子メール　ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館令和８年度展覧会スケジュール」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

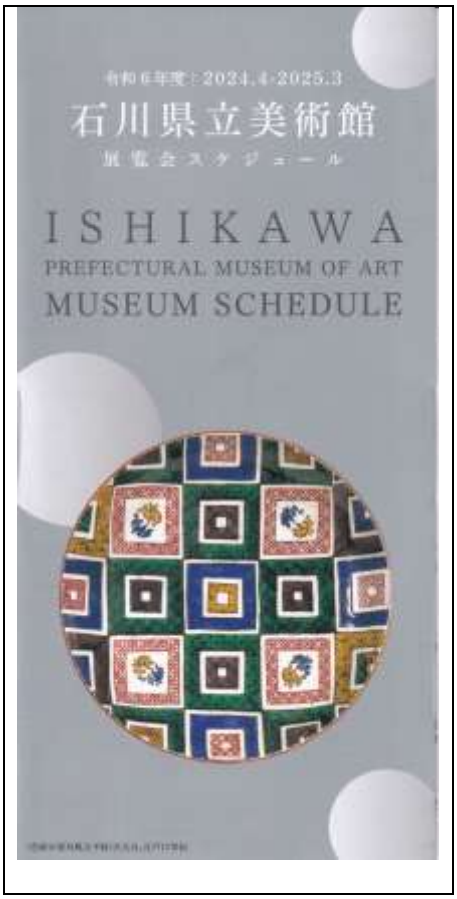

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

４「石川県立美術館だより」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		石川県立美術館だより
使用目的		石川県立美術館で開催される展覧会の特集記事のほか、行事案内、所蔵品などを紹介する。
規格（封筒）	大きさ	A４版
	色	カラー２頁、単色６頁
	紙質	再生コート　　50.5 kg
体裁		８頁、A３二つ折り２枚、のりなし２穴
発行頻度・時期		年 12 回　毎月末を予定 ※５月号（R７年４月発行予定）から４月号（R８年３月発行予定）まで
発行部数		（R６実績）2,500 部／回 （R７予定）2,500 部／回
配布方法		郵送
配布対象者		石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館
備考		美術館で開催される各種展示会の見どころや各種行事を紹介。 （参考）https://www.ishibi.pref.ishikawa.jp/

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	原則、表８面（裏表紙）下部に２枠
広告掲載サイズ	縦 3.0cm×横 6.5cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1.　石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）に従うこと。 2.　美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　発行月の前々日の 10 日までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　発行月の前々月の 20 日までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県立美術館総務課
所在地　　〒920-0963　石川県金沢市出羽町 2-1
連絡先　　電話番号　076-231-7580　／ FAX　076-224-9550
電子メール　ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館だより」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

裏表紙のうち、左記の広告部分（縦 3.0cm×横 13.0cm）を使用し、縦 3.0cm×横 6.5cm×２枠（又は縦 3.0cm×横 13.0cm×１枠）掲載

５「石川れきはく」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		石川れきはく
使用目的		博物館事業への理解と関心を高め、施設利用を促進する。
規格（封筒）	大きさ	A４判
	色	カラー
	紙質	マットコート紙、菊判 62.5kg
体裁		８頁
発行頻度・時期		年４回（R７年４月、６月、８月、12 月を予定）
発行部数		（R６実績）1,100 部／回　（R７予定）1,100 部／回
配布方法		郵送または直接配布
配布対象者		れきはくメイト（友の会）会員、学校、博物館、図書館その他の公共施設
備考		博物館の行事、刊行物の案内や直近のニュースを記載

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙３段分のうち下１段の右半分に１枠
広告掲載サイズ	縦 9.5cm×横 8.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1.　石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係） 2.　古物を取り扱う業者の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　４月発行分は令和７年３月７日（金）、その他の発行分は発行月の１カ月前までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　４月発行分は令和７年３月２１日（金）、その他の発行分は発行月の２週間前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県立歴史博物館
所在地　　〒920-0963　石川県金沢市出羽町 3-1
連絡先　　電話番号　076-262-3236　／ FAX　076-262-1836
電子メール　rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp

「石川れきはく」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

６「県政学習バス」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		県政学習バス
使用目的		県政および男女共同参画施策への理解と関心を深めることを目的に発行するもの。県の予算や各種データ等を掲載している。
規格（封筒）	大きさ	A４判
	色	２色
	紙質	再生上質 48.5ｋｇ
体裁		８頁、中綴じ製本
発行頻度・時期		年１回 R７年４月予定
発行部数		（R６実績）4,500 部（R７予定）5,500 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない
配布方法		手渡し
配布対象者		県政学習バス参加者全員（子ども県政学習バスを除く）
備考		「県政学習バス」概要 参加団体：県内在住の女性団体や地域団体（地域婦人会、町内会、公民館等） 参加人数：5,512 人（R５実績）

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙下段に１枠
広告掲載サイズ	縦 8.4cm×横 18.3cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1.　石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係） 2.　保険業、葬儀業の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　令和７年３月 19 日（水）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　令和７年４月８日（火）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	石川県内の業者を優先すること

◆　**連絡先**

所属　　石川県　生活環境部　女性活躍・県民協働課
所在地　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月 1-1　行政庁舎８階
連絡先　　電話番号　076-225-1376　／ FAX　076-225-1374
電子メール　fujimoto@pref.ishikawa.lg.jp

「県政学習バス」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

７「こどもの救急」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		こどもの救急
使用目的		子どもの症状に応じた対応の目安や、県内の子どもの救急情報の記載により、子どもの急病時における知識の普及啓発を図るもの。
規格（封筒）	大きさ	Ｂ５判
	色	全面カラー
	紙質	再生コート
体裁		33 頁、中綴じ製本
発行頻度・時期		年１回　Ｒ８年２月頃を予定
発行部数		（Ｒ６予定）10,000 部　　（Ｒ７予定）10,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保障するものではない
配布方法		県から市町に送付後、市町が実施する乳幼児健診時等に保護者に手渡し
配付対象者		県内の乳幼児の保護者
備考		（参考）https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/index.html

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙の上段半分に１枠
広告掲載サイズ	縦 9.0cm×横 14.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2. 原則として発行月の１カ月半前までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. 原則として発行月の１カ月前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県　健康福祉部　地域医療推進室　医療・介護連携推進グループ
所在地　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月 1-1　行政庁舎９階
連絡先　　電話番号　076-225-1468　／　ＦＡＸ　076-225-1434
電子メール　iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp

「こどもの救急」の広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

８「はくさん」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		はくさん
使用目的		白山の豊かな自然や山麓での人々の暮らしなどについて解説する。
規格（封筒）	大きさ	A４判
	色	カラー
	紙質	再生コート菊判　48.5kg
体裁		16 頁、中綴じ
発行頻度・時期		年３回　夏、秋、冬（６～７月、９～10 月、12～１月頃）
発行部数		（R6 予定）各号 1,500 部　（R7 予定）各号 1,500 部
配布方法		各号発行後、県内施設へ配布するほか、希望者へ郵送
配布対象者		県内公共施設、加賀地区学校、希望者、県外自然関連施設
備考		（参考）https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hakusan/publish/index.html

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙下部に１枠
広告掲載サイズ	縦 5.0cm×横 16.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　夏発行分は令和７年６月２日（月）、秋発行分は９月１日（月）、冬発行分は 12 月１日（金）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　夏発行分は令和７年６月 16 日（月）、秋発行分は９月 16 日（火）、冬発行分は 12 月 15 日（月）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県白山自然保護センター
所在地　　〒920-2326　石川県白山市木滑ヌ４
連絡先　　電話番号　076-255-5321　／　076-255-5323
電子メール　　hakusan@pref.ishikawa.lg.jp

「はくさん」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

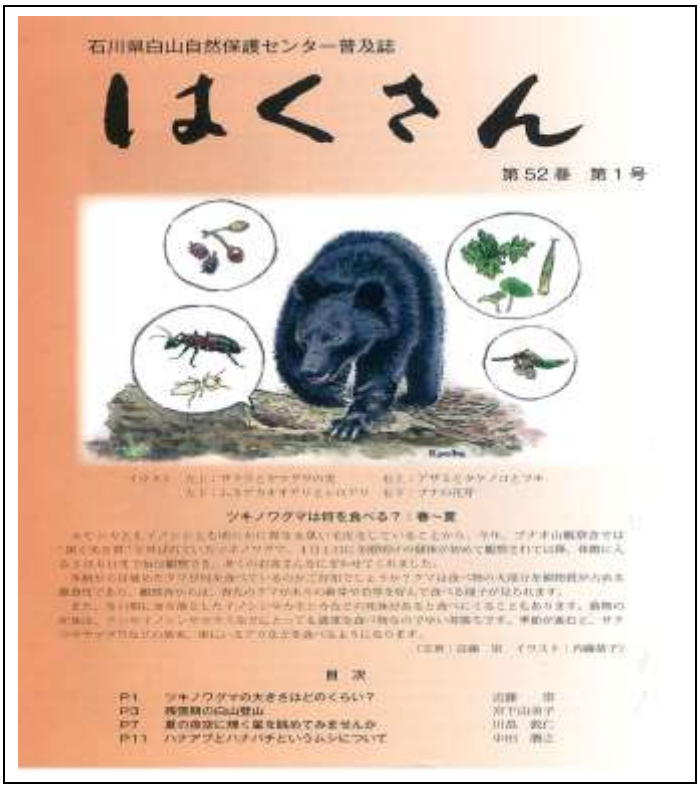

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）

９「晴れたらいいね」への広告掲載仕様書

１　媒体の概要

印刷物の名称		晴れたらいいね
使用目的		農業者に有益な情報を提供することにより、経営発展、資質向上に資する。
規格（封筒）	大きさ	Ａ４判
	色	２色刷（表紙のみカラー）
	紙質	再生コート　50.5kg
体裁		１２頁　折り製本
発行頻度・時期		年２回（R７年７月、R８年３月を予定）
発行部数		（R６予定）５，０００部×２回＝１０，０００部 （R７予定）５，０００部×２回＝１０，０００部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない
配布方法		関係機関への郵送、出先機関等経由で配布
配布対象者		農業振興協議会会員、認定農業者、農業青年等県内の農業者
備考		（参考）https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/suisin/haretaraiine.html

２　募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	最終頁奥付上部前面　１枠
広告掲載サイズ	縦 25.0cm×横 20.0cm

３　注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）
掲載方法に関する注意事項	1.　必ず広告と明示すること。 2.　問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1.　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2.　７月発行分は令和７年６月上旬、３月発行分は令和８年１月下旬までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3.　７月発行分は令和７年７月上旬までに、３月発行分は令和８年２月下旬までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	―

◆　**連絡先**

所属　　石川県　農林水産部　農業経営戦略課
所在地　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月 1-1　行政庁舎１３階
連絡先　　電話番号　076-225-1613　／ FAX　076-225-1618
電子メール　e210100@pref.ishikawa.lg.jp

「晴れたらいいね」への広告掲載箇所

1　媒体表紙

2　媒体裏表紙（広告掲載箇所）